



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目 次 (*については県例規集掲載事項)

○ 条例

*46 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例 (議会事務局)

公布された条例のあらまし

◇議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

1 条例概要

地方自治法の一部改正により、議会活動の範囲が明確にされ、議員の報酬に関する規定の整備がされたことに伴い、次の条例中の規定の整備を行いました。

- (1) 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例
- (2) 和歌山県政務調査費の交付に関する条例
- (3) 議会の議員の報酬の特例に関する条例

2 施行期日

公布の日から施行します。

条 例

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 9 月 18 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 46 号

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例 (昭和31年和歌山県条例第41号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

第 1 条 (見出しを含む。)、第 2 条、第 3 条及び第 4 条中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第 5 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (3) 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場に出席したとき。

第 6 条第 3 項中「報酬月額」を「議員報酬月額」に改める。

第 7 条中「報酬」を「議員報酬」に改める。

(和歌山県政務調査費の交付に関する条例の一部改正)

第2条 和歌山県政務調査費の交付に関する条例（平成13年和歌山県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第13項及び第14項」を「第100条第14項及び第15項」に改める。

（議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部改正）

第3条 議会の議員の報酬の特例に関する条例（平成16年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

議会の議員の議員報酬の特例に関する条例

本則中「報酬の額」を「議員報酬の額」に、「議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」を「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。